

# 令和8年度徳島県サービス管理責任者等基礎研修 サービス提供の基本的 な考え方

上智大学 名誉教授  
大塚 晃

## この講義のねらい

### 【ねらい】

サービス提供の基本的な考え方を理解し、利用者中心のサービス提供を実施する。

### 【内容】

利用者(本人)主体、自立(自律)支援、ソーシャルインクルージョン、エンパワメント、ICFの障害構造、権利擁護(アドボカシー)、ストレングス、障害者権利条約、合理的配慮、専門性、チームアプローチ、(多職種)連携等について理解し、(個別)支援計画作成、(個別)支援実施において活用できることを目指す。

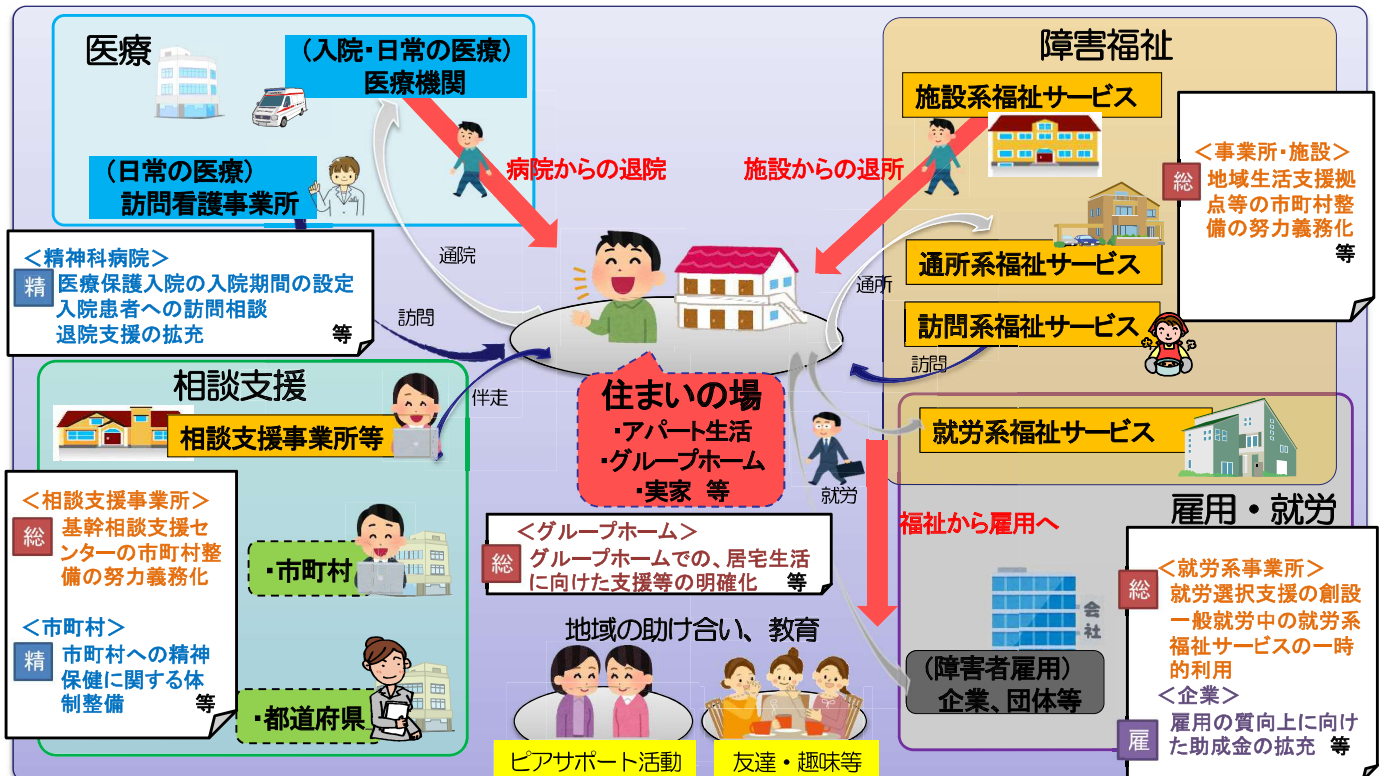
# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## (基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

## 障害者が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、障害者本人の希望に応じて、
    - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係) 総 精
    - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
- 等を推進する。 地域生活、職場、医療に係る取組を当事者中心の視点で強化・充実



# インクルージョン

## (児童発達支援ガイドライン)

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こどもたちが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学びあい、成長していくことが重要である。このため、事業所等は、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくことが求められる。

4

## ウェルビーイング

- 「**ウェルビーイング(well-being)**」とは、世界保健機関(WHO)の憲章による「健康の定義」において、“病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(well-being)にあること”(日本WHO協会訳)とされている。
- 「児童発達支援ガイドライン」では、こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどもの発達及び生活の連続性に配慮し、こどもの今の育ちの充実を図る観点と将来の社会参加を促進する観点から、こどもの**ウェルビーイング**の向上につながるよう、必要な発達支援を提供することが必要である。

5

# 障害者権利条約

## 1. 名称

Convention on the Rights of Persons with Disabilities  
(仮称: 障害者の権利に関する条約・障害者権利条約)

## 2. 概要

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、障害者の尊厳、個人の自律及び自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定する他、法の下での平等、身体的自由、アクセシビリティ、家族、教育、労働等様々な分野において、障害者の権利を保護・促進する規定を設けている。また、条約の実施状況を監視する国際モニタリングにおいて、本条約独自の委員会を設置することも規定している。

## 権利条約の一般的原則

第3条では、**固有の尊厳**、個人の**自律**(自己の選択を行う自由を含む。)及び人の**自立**の尊重。**非差別**。社会への完全かつ効果的な**参加**及び**インクルージョン**。差異の尊重、並びに人間の**多様性**及び人間性の一部としての障害のある人の受容。**機会の平等**。アクセシビリティ。男女の平等。障害のある子どもの発達しつつある能力の尊重、及び障害のある子どもがそのアイデンティティを保持する権利の尊重。を一般的原則としている。

# 第1条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享受を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、**長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるもの**を含む。

# 第2条 定義

「障害を理由とする差別」とは、**障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限**であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と同等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享受し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(**合理的配慮の否定を含む**。)を含む。

# 合理的配慮

権利条約においては、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための**必要かつ適当な変更及び調整**であって、**特定の場合において必要とされるもの**であり、かつ、均衡を失した又は**過度の負担を課さないもの**」(第2条)と定義している。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法<平成25年）の概要

<b>障害者基本法 第4条</b>  基本原則 差別の禁止	<b>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</b>  何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	<b>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</b>  社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	<b>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</b>  国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
--	---	--	--

### 具体化

#### I. 差別を解消するための措

##### 差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務

##### 合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務  
法的義務

##### 具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定 ※
- 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

##### 実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

#### II. 差別を解消するための支援措置

##### 紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・

##### 地域における連

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

##### 啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

##### 情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

## 合理的配慮と考えられる例 (厚生労働省・福祉事業者向けガイドライン)

事業者は、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、次のような合理的配慮を提供することが求められています。合理的配慮を提供する際には、障害者の性別、年齢、状態等に十分に配慮することが必要です。

ここに記載する事例はあくまで例示であり、これに限られるものではありません。また、事業者に強制する性格のものではなく、ここに記載された事例であっても、事業者の事業規模等によっては過重な負担となる可能性があるため、事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されます。なお、合理的配慮の提供に当たっては、個別の支援計画(サービス等利用計画、ケアプラン等)に位置付けるなどの取組も望まれます。

## 障害者基本法(社会モデル)

(定義)

**第二条** 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の**心身の機能の障害**(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び**社会的障壁**により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

**二 社会的障壁** 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



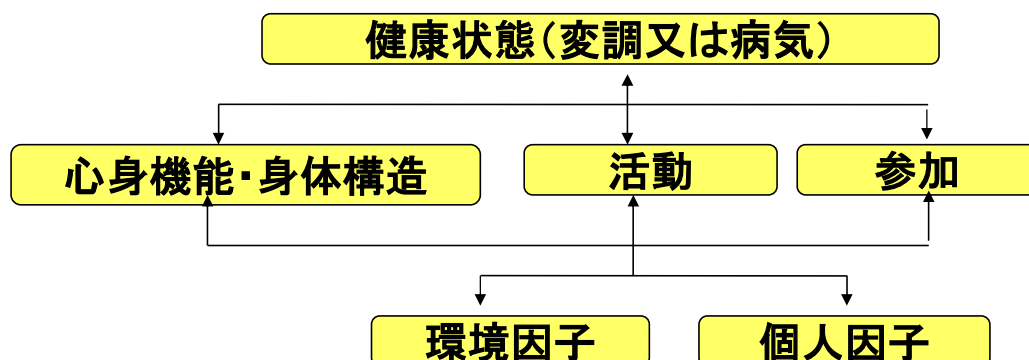
## ～国際生活機能分類(ICF)～

### ☆国際障害分類(1980)の障害構造モデル

- ・ ICDH: international classification of impairments disabilities and handicaps
- ・ 疾病→機能障害→能力障害→社会的不利

### ☆国際生活機能分類の生活機能構造モデル

ICF (2001)



## 障害の概念・定義の変化

社会生活上の困難の原因に着目。障害者基本法第二条

### 医学モデル

#### ○障害とは

・個人の「身体的、知的、精神的」な機能に障害ある状態。

☆診断・・・個人の病名・障害名・障害の原因を探る。とらえ方が狭くて、限定的。

#### ○障害者とは

・身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者

### 社会モデル

#### ○障害とは

・社会的環境が、個人の疾病、変調、事故、その他に伴う心身の特徴を受け入れないことにより、個人が日常生活又は社会生活が継続的又は断続的に制限を受ける状態を言う。

#### ○障害者とは(イギリス障害学)

・社会の障害物(障壁)によってその能力を発揮する機会を奪われた人

# 法的能力の社会モデル

「障害の社会モデルは、問題は個人の中にあるのではなく、その個人が機能しうるようなやり方で対応しない社会にこそ問題があるとしている。この社会モデルは、**法的能力**の問題にも適用される。個人に問題があるから、強制的介入や後見人で対応されるべきとされるように、個人のうちに問題があるのではない。そうでなくて本人の法的能力の減失に関して強制的介入や後見人でない別の方法で社会が対応しなければならない。」

(Minkouia,2004 =2006)



## パラダイム(考え方)を変える

### 能力不存在推定(代行決定)

この人は判断能力が不十分であるので、本人の意思は尊重するといっても、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人に代わって判断しなければならない。

### 能力存在推定(意思決定支援)

どんなに重い知的障害の人であっても、その人の人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる。



# 障害者の自立（自律）とは？

障害者の「じいつ」の考え方は、自分のことが自分でできる(自立)から、自分のことは自分で決める(自律)に変わってきた。



## 自立から自律へ

- 1960年代のアメリカで、障害のある大学生が発端となって広がった社会運動。
- 自立といえば「医療モデル」にもとづく『ADLの自立』として理解されてきたが、それを自立生活運動により、『障害者自身の選択にもとづく自己決定こそが自立である』とする「社会モデル」に変えていった社会運動。
- 障害者権利条約は、障害者の**自律、意思と嗜好**の尊重を目指す。

# 自立生活運動

(Independent Living Movement)

1960年代、米国において黒人の公民権運動が激しく荒れた時代、障害者もマイノリティの一部として同じ公民権法の適用を望んでいた。1962年、アメリカで極めて重度の全身性障害を持つ学生エド・ロバーツがカリフォルニア大学バークレー校に入学する。この学生は後に、バークレー「自立生活センター(CIL) Center for Independent Living」を設立する。それは、障害者の権利を擁護する運動体であると同時に、当事者である障害者自身が、自立生活支援サービスを供給する主体である事業体としての性格を併せ持っていた。

## 自立(自律)とは？

障害者の自立って何でしょうか？  
経済的自立？、心理的自立？  
そして、自分のことを自分で決める自律？



# 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

## I 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

## II 総論

### 1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

### 2. 意思決定を構成する要素

#### (1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

#### (2) 意思決定支援が必要な場面

##### ① 日常生活における場面

例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。

日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

##### ② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

#### (3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

22

## 障害者の意思決定支援を推進するための方策

### 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

#### 【取扱方針】

- ・ 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

#### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- ・ **利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ**、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には**、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

#### 【サービス管理責任者の責務】

- ・ サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考) 障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

11

# 成年後見制度の特徴

成年後見制度は、成年後見人の同意なしに後見制度がスタートし、成年後見人の同意なしには本人単独で完全に有効な契約を認めず(同意権)、本人に同意なしに行った契約を取り消すことができ(取消権)、本人の同意なしに、本人が望まないことも代理で契約(代理権)ができる。

このように成年後見制度は、判断能力(事理弁別能力)の観点からのみ、判断能力の不十分な人を3グループに押しこめ、行為能力を制限するものである。行為能力の制限は、権利条約12条の『他の者との平等を基礎とする法的能力の享有』に反することになる。

**民法等の一部を改正する法律(令和8年法律第45号)** 令和8年6月24日公布 令和8年6月 法務省民事局

**背景・必要性**

- 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度・遺言制度についてのニーズの増加・多様化
- 障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の高まり
- 所有者不明土地問題等の社会課題解決の観点から遺言の重要性の高まり
- デジタル技術の進展・普及に対応した遺言制度の必要性

↓

**成年後見制度・遺言制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題**

**【審議の経過】**

令和6年	2月 法務大臣から法制審議会へ諮問 4月～民法(成年後見等関係)部会・民法(遺言関係)部会 調査審議開始
令和8年	2月 法制審議会において要綱取りまとめ、法務大臣に答申 4月 法律案閣議決定 6月 参議院本会議において法律案が可決・成立(令和8年6月24日公布)

**法定後見制度** 本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度

※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定

対象者の能力	不十分	著しく不十分	欠く常況
制度	補助	保佐	後見
支援者	補助人	保佐人	後見人
支援内容	特定の行為の代理 法定の重要な財産行為のうち一部の行為の取消し	特定の行為の代理 法定の重要な財産行為の取消し + 特定の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の取消し

**主要な改正事項**

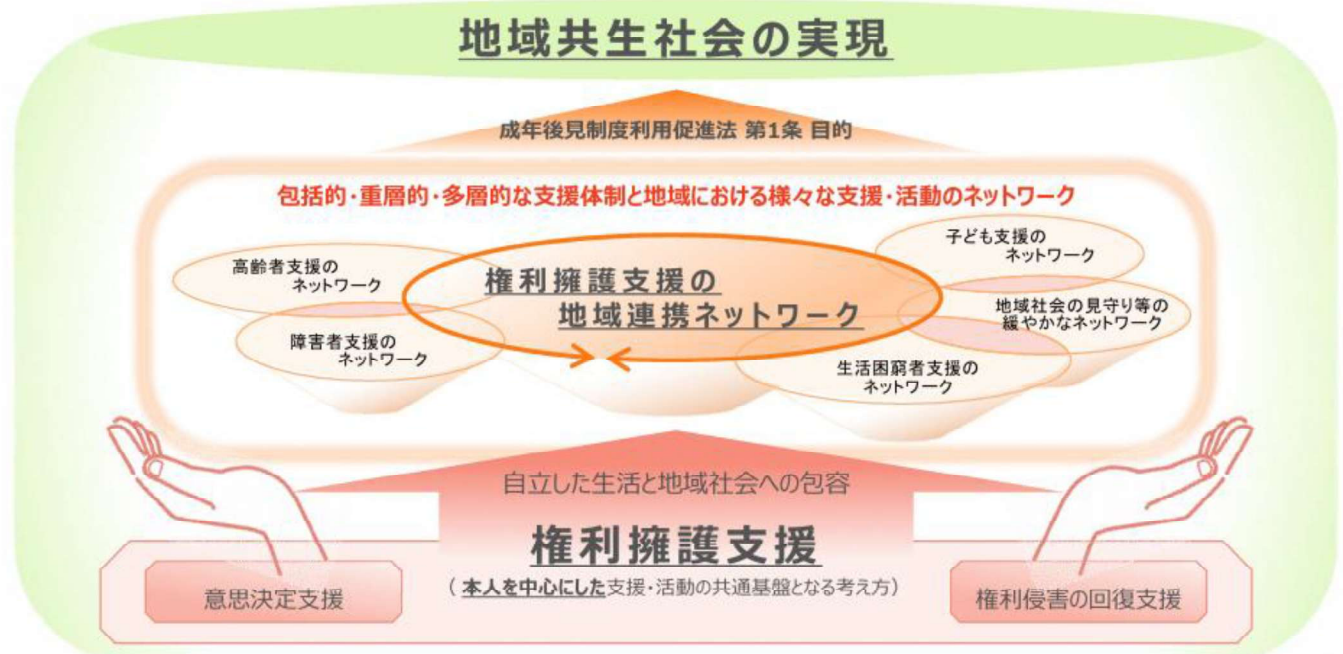
<p><b>成年後見制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定が必要以上に制限</li> <li>● 後見・保佐の制度は、事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない</li> <li>● 交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない</li> </ul>	<p><b>遺言制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自筆証書遺言の手書きの負担大、デジタル化に未対応</li> <li>● 押印に関する慣行や法意識の変容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度(補助の制度)に一元化し、後見・保佐の制度を廃止 <small>【民法7条、9条、11条】(新旧p2-8)</small></li> <li>・ 事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み(特定補助の仕組み)を選択することが可能 <small>【民法10条】(新旧p6-7)</small></li> <li>・ 利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能 <small>【民法12条】(新旧p8-9)</small></li> <li>・ 選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化 <small>【民法876条の2、876条の11】(新旧p32-33、38)</small></li> <li>・ 本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能 <small>【民法876条の5】(新旧p34-35)</small></li> <li>・ パソコン等を用いて作成した遺言のデータやプリントアウトしたものを法務局に提供し、本人が対面で、又はウェブ会議を利用して遺言の全文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式(保管証書遺言)の創設 <small>【民法968条の2、遺言書保管法7条、8条】(新旧p47-48、149-152)</small></li> <li>・ 押印の任意化 <small>【民法968条、970条、976条、979条、980条】(新旧p47-54)</small></li> </ul>
--	--	--

※その他、任意後見契約、後見登記、家事事件手続、法務局における自筆証書遺言書の保管に係る手続等の見直しを含む。

**施行日** 成年後見制度：公布から2年6月を超えない範囲で政令で定める日      遺言制度：公布から1年(システム改修を要するものは3年)を超えない範囲で政令で定める日 等 5

## I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



7

## 障害者への支援の変化

1. 保護が必要  
施設に収容する
2. 指導や訓練が必要  
専門家による支援
3. ノーマライゼーションの実現  
社会の一員として迎える
4. インクルージョン  
共生社会の実現

# ノーマライゼーションの起源

○ニルス・エリック・バンクミケルセン(N.E.Bank Mikkelsen)「知的障害者のために可能な限りノーマルな生活状態に近い生活を創造する」

○ベクト・ニリエ(B.Nirje)「知的障害者の日常生活の様式や条件を社会の主流にある人々の標準や様式に可能な限り近づける」

28

# ノーマライゼーションの原則

○ベクト・ニリエ(B.Nirje)「知的障害者の日常生活の様式や条件を社会の主流にある人々の標準や様式に可能な限り近づける」

○ノーマライゼーション8原則

- ①一日のノーマルなリズム
- ②一週間のノーマルなリズム
- ③一年間のノーマルなリズム
- ④ライフサイクルにおけるノーマルな発達経験
- ⑤ノーマルな個人の尊厳と自己決定権
- ⑥ノーマルな性的関係
- ⑦ノーマルな経済水準とそれを得る権利
- ⑧ノーマルな環境形態と水準

29

# 平等及び無差別に関する一般的意見6号 (2018年) 仮訳・暫定版

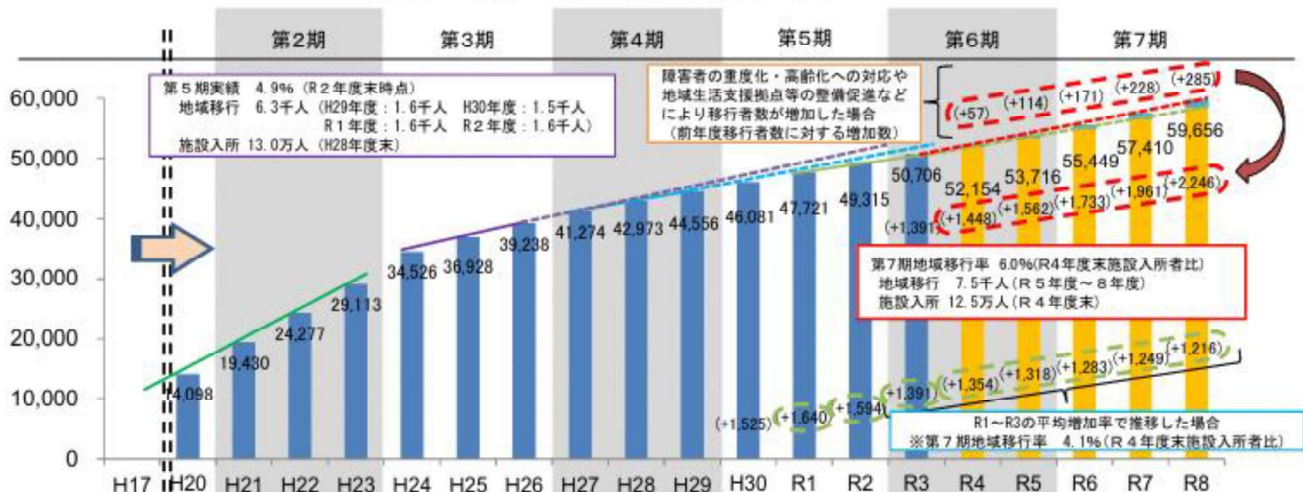
I 自立した生活及び地域社会への包容に関する第19条

58 本条約第19条は、障害を理由として特定の生活施設に居住する義務を負わない権利について認識している。  
**施設収容は、地域社会における障害者のための支援及びサービス創出の怠慢を示し、障害者が措置を受けるために地域社会での生活に参加することを断念することを強いられるという意味において、差別的である。**公共部門において精神療養サービスを受ける条件としての障害者の施設収容は、障害に基づく差別化した扱いに該当し、それゆえに差別的である。

令和5年1月23日社会保障審議会障害者部会 参考資料1

## 施設入所者の地域生活移行者数の推移について(参考データ)

施設入所者の地域生活移行者数の推移

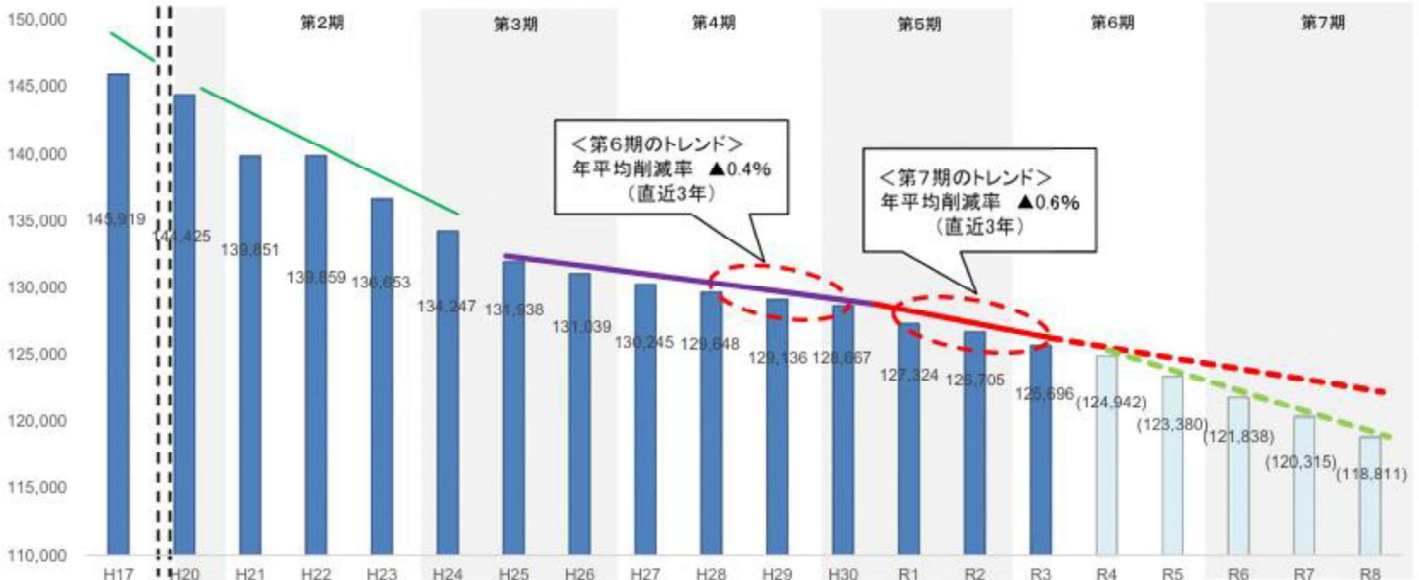


基本指針における実績値

	第1~2期 (H18~23年度)	第3期 (H24~26年度)	第4期 (H27~29年度)	第5期 (H30~R2年度)	第6期 (R3~5年度)	第7期 (R6~8年度)
基本指針	10%	30%	12%	9%	6%	6%
実績値	21.8% (平成17年10月1日~ 23年度末(6.5年間))	26.9% (平成17年10月1日~ 26年度末(9.5年間))	5.8% (平成25年度末~ 29年度末(4年間))	4.9% (平成28年度末~ 令和2年度末(4年間))	- (令和元年度末~ 5年度末(4年間))	- (令和4年度末~ 8年度末(4年間))
	39,238人		7,628人	6,342人	-	-

平成21~23年度は10月1日数値、24年度~令和2年度は3月末数値、令和3年度以降は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査) 第7期地域移行率はR4年度末の施設入所者数(124,942人)とR5年度~R8年度の地域移行者数(各種対応により移行者数が増加した場合)とを比較。

施設入所者数の推移



基本指針における実績値

	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
基本指針	▲7%	▲10%	▲4%	▲2%	▲1.6%	▲5%
実績値	▲8.9% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲10.3% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲2.1% (平成25年度末～29年度末(4年間))	▲2.3% (平成28年度末～令和2年度末(4年間))	▲2.5% (見込み) (令和元年度末～5年度末(4年間))	— (令和4年度末～8年度末(4年間))
		14,975人	2,802人	2,943人	—	—

～平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～令和3年度は3月末数値。令和4年度以降は推計。  
(出典:国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

## 国連の障害者権利委員会が初の対日審査

(2002年9月6日障害者権利条約総括所見)

### ●自立した生活と地域社会への参加(第19条)

キーワード:精神科病院からの地域移行、脱施設化

41 当委員会は懸念を持って観察している。

(a) 知的障害者、精神障害者、高齢障害者、身体障害者及びより強力な支援を必要とする者の施設収容、特に地域外の生活環境、及び障害児、特に知的、心理社会的又は**感覚的障害**を有する児童及びより強力な支援を必要とする者の児童福祉法による**各種施設収容を継続し、家庭及び地域生活を奪っている**。

(c) 「障害者総合支援法」に基づき、親に扶養され、その家に住んでいる者や、**グループホームなどの特定の施設**に入所している者など、障害者が居住地や場所、一緒に住む人を選択する機会が制限されていること。

(d) 入所施設や精神科病院に居住する障害者の脱施設化、および自律性と完全な社会的包摂の権利の認識を含む、他の人と平等にコミュニティで自立した生活を送るための**国家戦略と法的枠組みの欠如**。

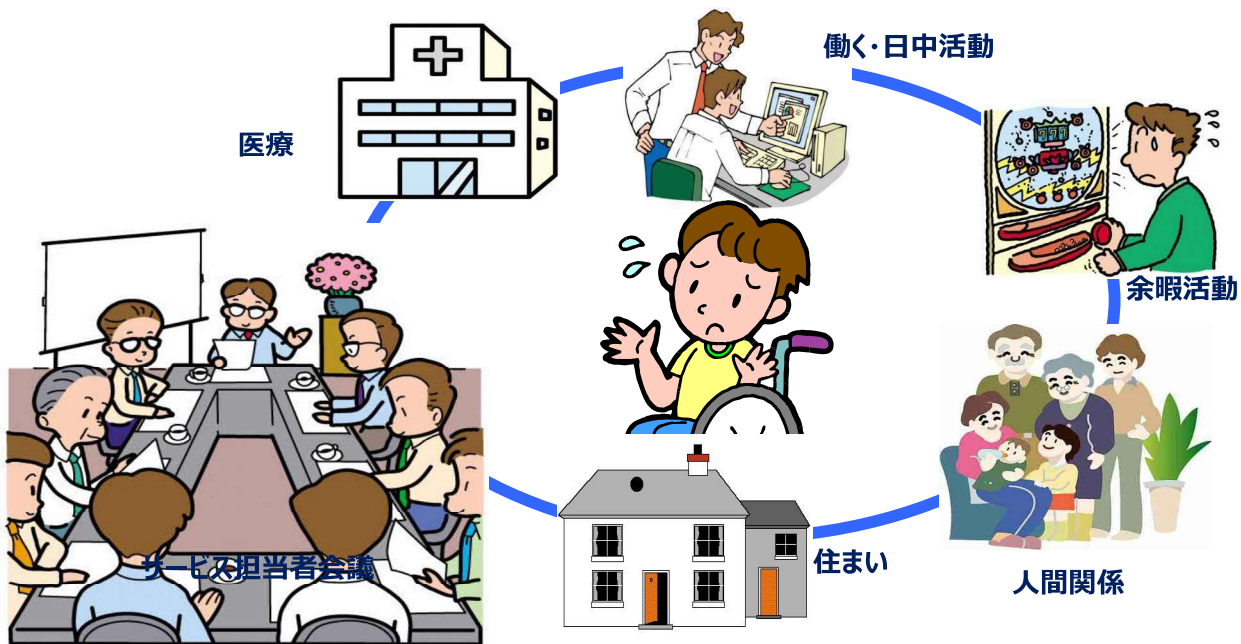
(e) 障害者が地域社会で自立して生活するための十分な支援体制(住宅、在宅サービス、個人的支援、地域社会でのサービス利用など)が整っていないこと。

(f) 障害の医学的モデルに基づく地域社会での支援とサービスの付与のための評価スキーム

### ●自立した生活と地域社会に含まれることに関する一般的意見第5号(2017年)および脱施設化に関するガイドライン(2022年)を参照し、委員会は締約国に強く要請する。

(a) 障害児を含む障害者の**施設収容を廃止**するため、予算配分を障害者の入所施設から、障害者が地域社会で他の人と対等に自立して生活するための手配と支援に振り向けることによって、迅速な措置をとること。

# 障害者総合支援法のサービス提供 (地域生活支援モデル・本人中心の支援・チーム支援)



34

## 真っ当な支援計画とは？ (ワクワク・ドキドキした 支援計画)

- エンパワメント  
(力の付与)
- アドボカシー  
(権利擁護)



35

# アドボカシー（権利擁護）とは

「権利擁護とは、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって(代弁)、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。」

中央法規出版編集部編『社会福祉用語辞典』、  
中央法規出版、2001年

## エンパワメントとは

- エンパワメント(empowerment)の語源は、エンパワー(能力や権限を与える)です。エンパワメントの基本的な考え方は、能力や権限は本人が本来持っているものであるというものです。
- そして、本来持っているはずの能力や権限が、社会的制約によって発揮できない状態(ディスエンパワメント:disempowerment)に陥っていると考えます。
- 支援者は、本人がもともと持っている能力を十分に引き出せる環境を整えていくことが重要になります。そうしたときに、その方の本来持っている力はなんだろうかと考え、その力を発揮する方法を検討します。「本来持っている力」を考えるときに重要なのが「ストレングス(strength)」という視点です。

# ストレングスに着目した支援とは

チャールズ・ラップ／リチャード・ゴスチャ著『ストレングスモデル』

## ストレングスとは

主に精神障害のケースマネジメントなどで発展した視点で、欠点よりも強さに着目したアセスメント視点。障害児支援計画や個別支援計画を作るときにポイントになる、本人と環境の両方にある強さのことをいう。

## ストレングスモデルとは

全ての人やその人を取り巻く環境には、ストレングス(強み)があるので、それを中心にアプローチし、活用して行く支援技法。ストレングスに着目して支援することで、行動の動機付けを強める。

### ・本人のストレングス例

個人の属性(性質・性格)

才能・技能

関心・願望

### ・環境のストレングス例

安心して生活できる家

親友がいること

草野球チームに所属していること

と

# 多職種連携について

## (障害者総合支援法)

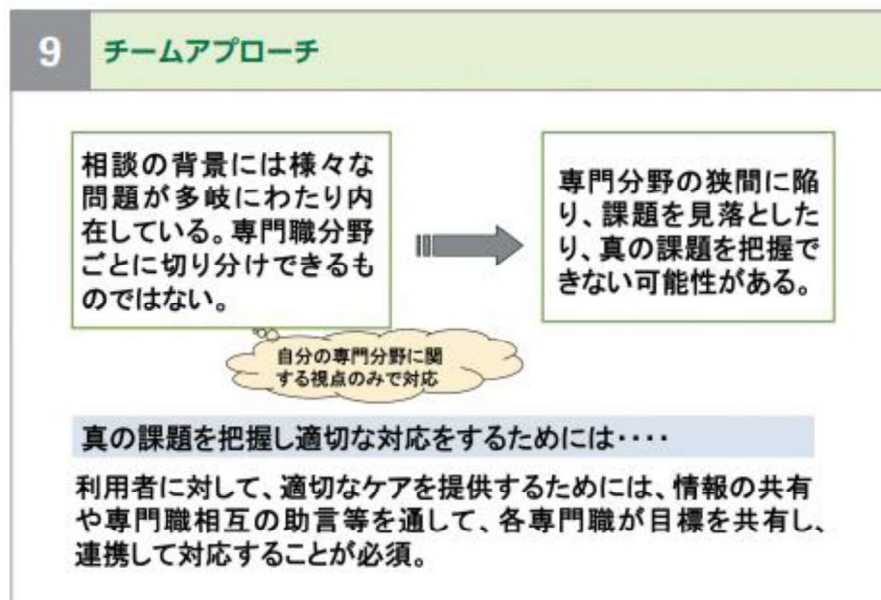
(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

# M・リーバーマンの専門職の定義 (M.Lberman, 1956.etc)

- (1) 高度な知識技術を行使する
- (2) 範囲が明確で、社会的に不可欠な仕事に独占的に従事する。
- (3) 体系的な知識(学問)を長期間学ぶことが必要とされる。
- (4) 自身の利益追求ではなく、公共への奉仕を志向する。
- (5) 広い自律性が与えられ、その範囲内で行った判断や行為について直接に責任を負う。
- (6) 適用が具体化されている倫理規範をもっている。
- (7) 国家資格等公的資格で裏付けられている
- (8) 専門性を高める教育機能(教育機関)をもっている。
- (9) 当職専門職による団体を形成している

40



チームアプローチにおける現場の課題は、それぞれの専門領域での価値、指標をそのままチームに持ち込むことである。チームを組んだ時から、利用者主体のケア実現のために仕事の仕方、**今までのアプローチの方法、価値、指標など変える**覚悟が必要である。要介護者等とサービスを提供する人々がチームとしてまとまるためには、要介護者やサービス提供者、それぞれの責任をサービスを提供するチームで共有し、個々の人たちの仕事の内容や役割を明確化する。  
(厚生労働省テキスト「多職種協働・地域連携」 鷲見 よしみ)

# サービスの質の向上

## 障害者総合支援法

### 第42条

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

## 児童福祉法

### 第21条の5の17

(指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者の責務)

- 2 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

### 第24条の11

(指定障害児入所施設等の設置者の責務)

- 2 指定障害児入所施設等の設置者は、その提供する障害児入所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児入所支援の質の向上に努めなければならない。

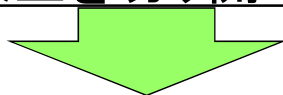
## QOLの定義

- WHOは、QOLを「一個人が生活する文化や価値観のなかで、目標や期待、基準、関心に関連した自分自身の人生の状況に対する認識」と定義した。
- QOLの構成領域を身体的、心理的、自立のレベル、社会関係、精神性／宗教／信念、生活環境、の六つの側面に及ぶ概念として設定した上で、国際間比較が可能な包括的QOL尺度を開発した。

# 個別支援計画の作成の ポイント

## (1)利用者主体ということ

- 支援を必要とする人々は、種々のハンディによる困難を抱えているが、基本的には各種サービス等を主体的に利用し、自分の人生を切り開いていく人。



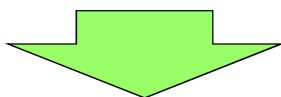
- 福祉サービスを提供する際には、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要。



人生の主人公は  
利用者本人

## (2) 利用者の自立(自律)ということ

- 福祉サービスを提供する際には、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要。



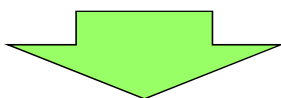
- 福祉サービスの利用においても、自分の人生は自分で決めていくこと。すなわちその人の自立あるいは自律を尊重していくことが重要。



自己決定の尊重

## (3) エンパワメントということ

- それまでの人的・社会的環境によって、自らその主体的にその力を発揮することに困難な状態、すなわちパワレス(力を失った)状況がある。



- 自分の人生は自分で決めていくこと。すなわち自らの生活を自らコントロールできるような係わり、及び環境の調整を重視すること。



自己決定の尊重

## (4) ストレングスということ

チャールズ・ラップ／リチャード・ゴスチャ著『ストレングスモデル』

### ストレングスとは

主に精神障害のケースマネジメントなどで発展した視点で、欠点よりも強さに着目したアセスメント視点。現在では、身体障害、知的障害においても応用されている。ケアプランを作るときにポイントになる、本人と環境の両方にある強さのことをいう。

### ストレングスモデルとは

全ての人やその人を取り巻く環境には、ストレングス(強み)があるので、それを中心にアプローチし、活用して行く支援技法。ストレングスに着目して支援することで、行動の動機付けを強める。

#### ・本人のストレングス例

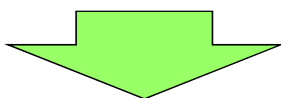
個人の属性(性質・性格)  
才能・技能  
関心・願望

#### ・環境のストレングス例

安心して生活できる家  
親友がいること  
草野球チームに所属していること

## (5) 合理的配慮ということ

- 社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を提供していくこと。



- 個々の合理的配慮は、個別性が高いため、サービス提供における個別支援計画の作成・実施のなかで実現していく。



## (6) チームアプローチということ

情報を共有し合い、一緒の場において、同じ目的に向かって支援を探ることを通してチームワークが生まれる

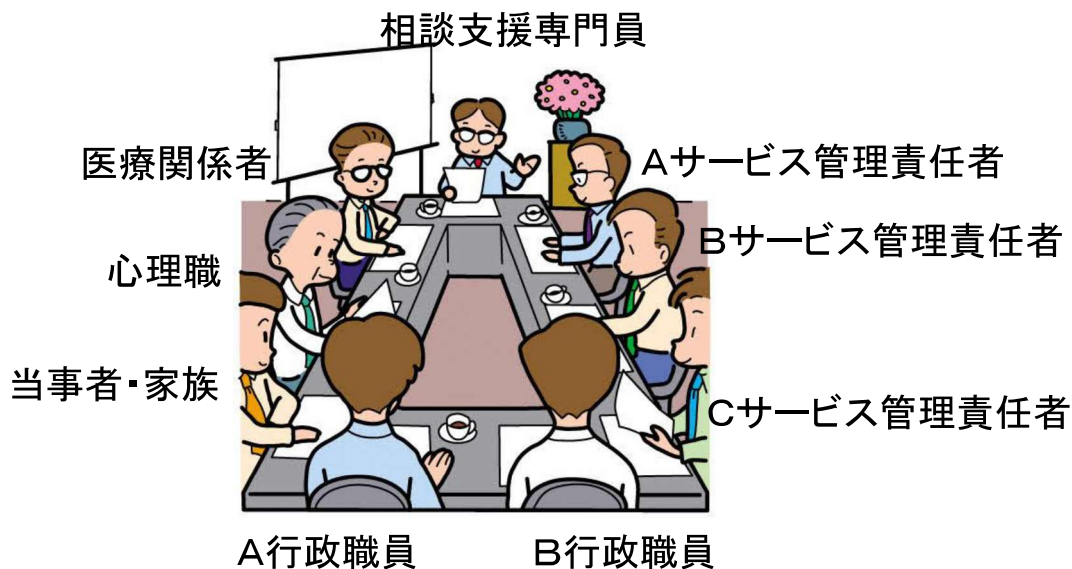
→ 同じ方向を見る関係



## チームアプローチ (事業所内の支援会議)



# チームアプローチ (地域のサービス担当者会議)



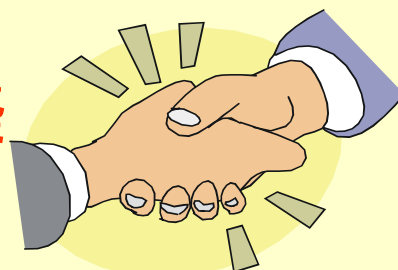
## サービス管理責任者の立位置



## (7)連携ということ

現在のサービス提供が施設や事業所内で完結していることの限界を見極め、施設外の事業者や関係機関との連携に踏み出す。

→ ネットワークを構築



54

## 個別支援計画は連携ツール

連携していくためには、共通言語としての個別支援計画が必要であること、それを関係者が一緒に作っていくことを認識する

→ ツールを使いこなす

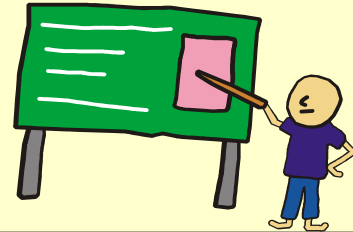


55

## (8) 専門性を高めるということ

施設外のさまざまな関係機関と連携して支援するために、対等な立場で協働していくことは、多分野協働 (interdisciplinary) とよばれるが、その基盤となる専門性が必要となる。

→ 普段からの研鑽



# サービス提供の基本的な考え方

## (1) サービス中心からニーズ中心へ

### **利用者のニーズに合ったサービスを提供する**

日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスの組み合わせが可能となった。

利用者の選択に基づく多様なライフスタイルの選択ができる。

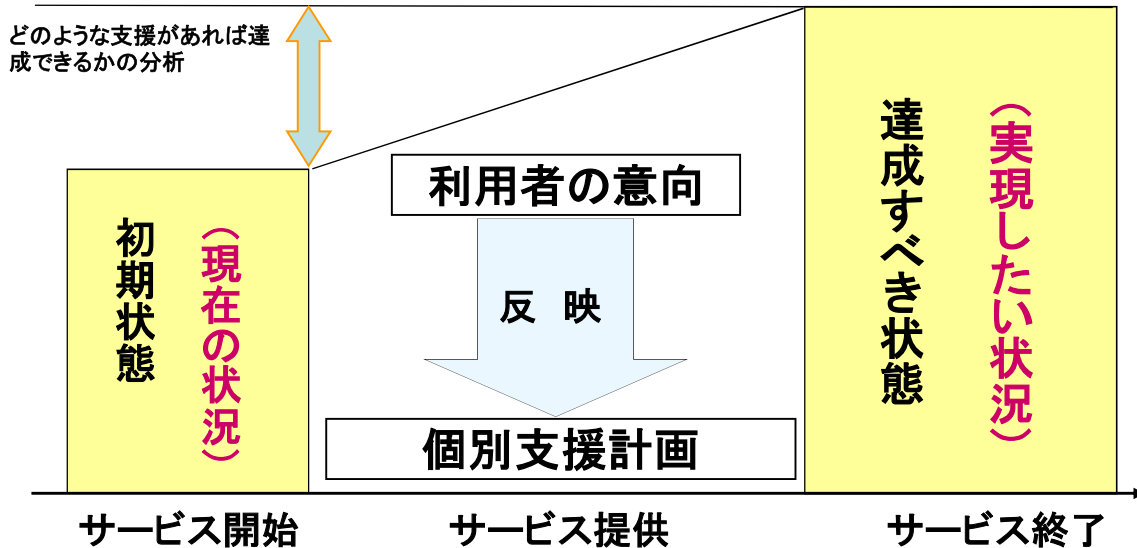
## (2) 将来目標を目指す支援

### **利用者の希望する生活を目指して、段階的に進める支援**

地域移行や就労移行など、数年後の目標実現のために個別支援計画を作成し、段階を踏みながら着実に目標を達成する支援を目指す。

# 達成すべき状態の明確化

サービス管理責任者等の役割  
ニーズに基づいて利用者の望みを実現



## (3) 本人中心の支援

### 本人中心の支援

本人の表現能力の困難さや遠慮などにより意向が把握しにくいことがあるが、本人の意向を丁寧に把握し、個別支援計画の作成やサービス提供等を本人の了解を得ながら進める。

# パーソンセンタードプランニング (S, ホルバーン)

## システム・センタード アプローチ

- ・システムを重要視
- ・平等主義
- ・専門家主義
- ・専門用語の使用



## パーソン・センタード アプローチ

- ・本人を重要視
- ・個人主義
- ・本人主義
- ・本人の言葉を聞き取る

62

# パーソンセンタードプランニング (S, ホルバーン 2005)

- ・コミュニティに居ること
- ・コミュニティにおける諸関係
- ・選択、自律
- ・価値ある役割

『パーソンセンタードプランニング、研究、実践、将来の方向性』ホルバーン等編集、中園康夫監等訳、2005、相川書房

63

# 本人中心の計画づくり

(障害者福祉実践マニュアル・カリフォルニア州発達障害局)

- 本人中心の計画づくりは好ましい将来に向かって決定し、計画し、努力する取り組みである。
- どこで誰と住みたいか、誰と交際したいか、時間をどのように過ごしたいか、どんな仕事をしたいか、そしてその他の日常生活について利用者が話すその内容は、彼らの好ましい将来を述べているのである。
- 本人中心の計画づくりは、利用者とその家族が可能性と能力を築く支援をする。

『障害者福祉実践マニュアル』 [カリフォルニア州発達障害局](#) 編著  
[田川康吾](#) 訳 明石書店 2004

64

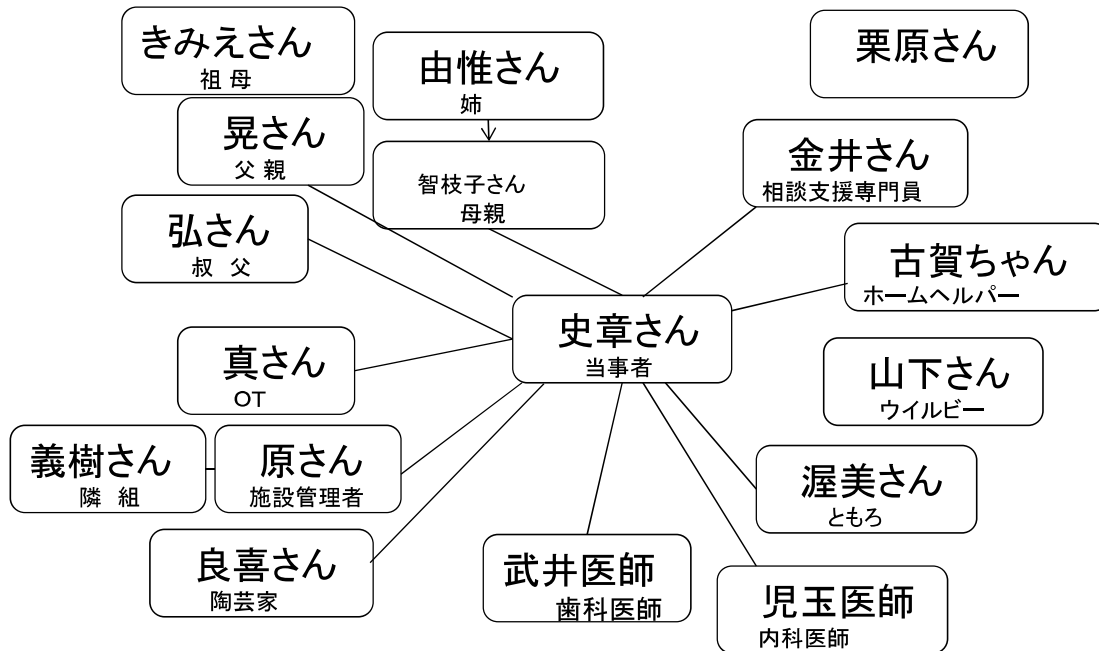
## ここから将来の希望に向かって

- あなたはどんなことがしたいですか？  
町で 家で？ どんな楽しみ？
- 働いていますか？  
日中は何をしてすごしていますか？
- これまでにどんな仕事をしてきましたか？
- どんな仕事に興味がありますか？
- 就職するのに支援が必要ですか？

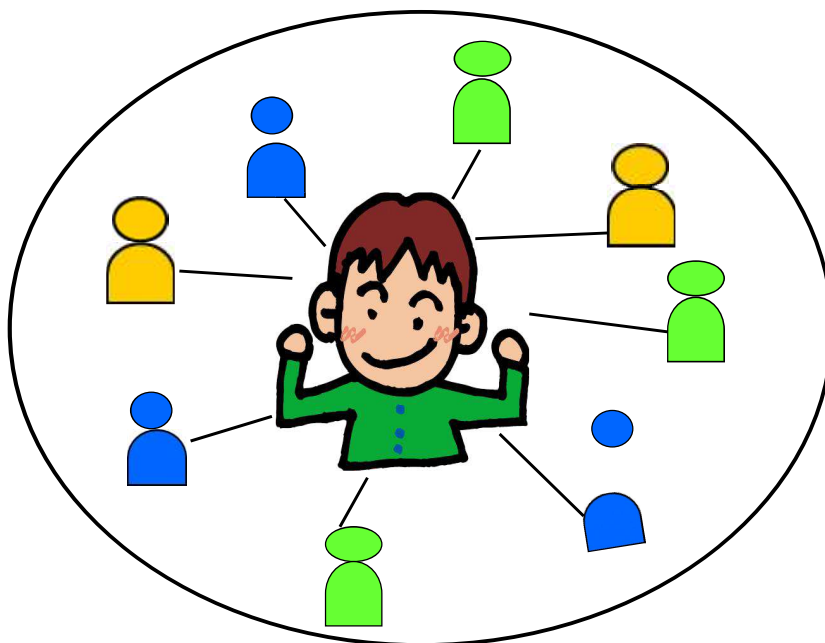
『障害者福祉実践マニュアル』 [カリフォルニア州発達障害局](#) 編著  
[田川 康吾](#) 訳 明石書店 2004

65

# 本人中心ということ

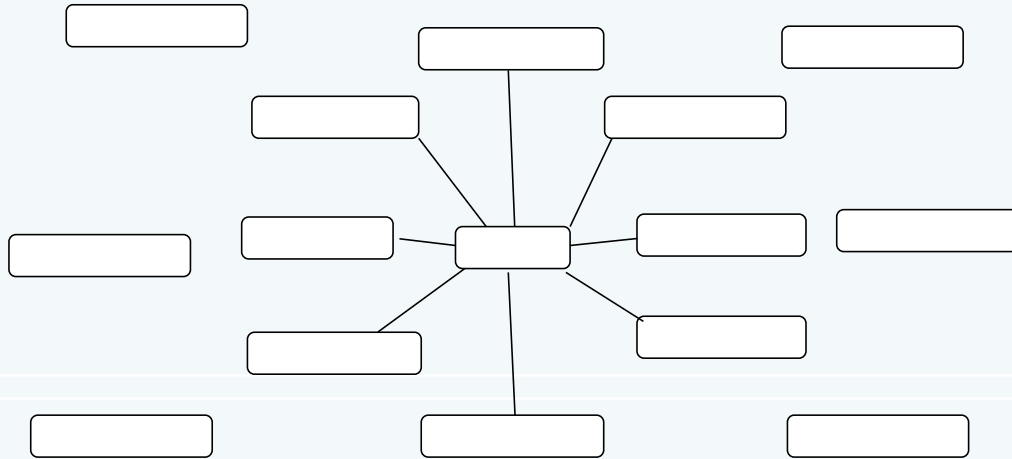


# 本人中心計画 (Person Centerd Planing)



## ②利用者さん一人を想定して本人中心計画を作ってみよう

あなたのチームには誰が参加していますか？誰があなたを助けたり支援していますか？あなたの友人は誰ですか？必要な時、あなたは誰に助けを求めますか？



『障害者福祉実践マニュアル』 カリフォルニア州発達障害局 編著  
田川康吾 訳 明石書店 2004

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案の全体像

### ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

### 支援措置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

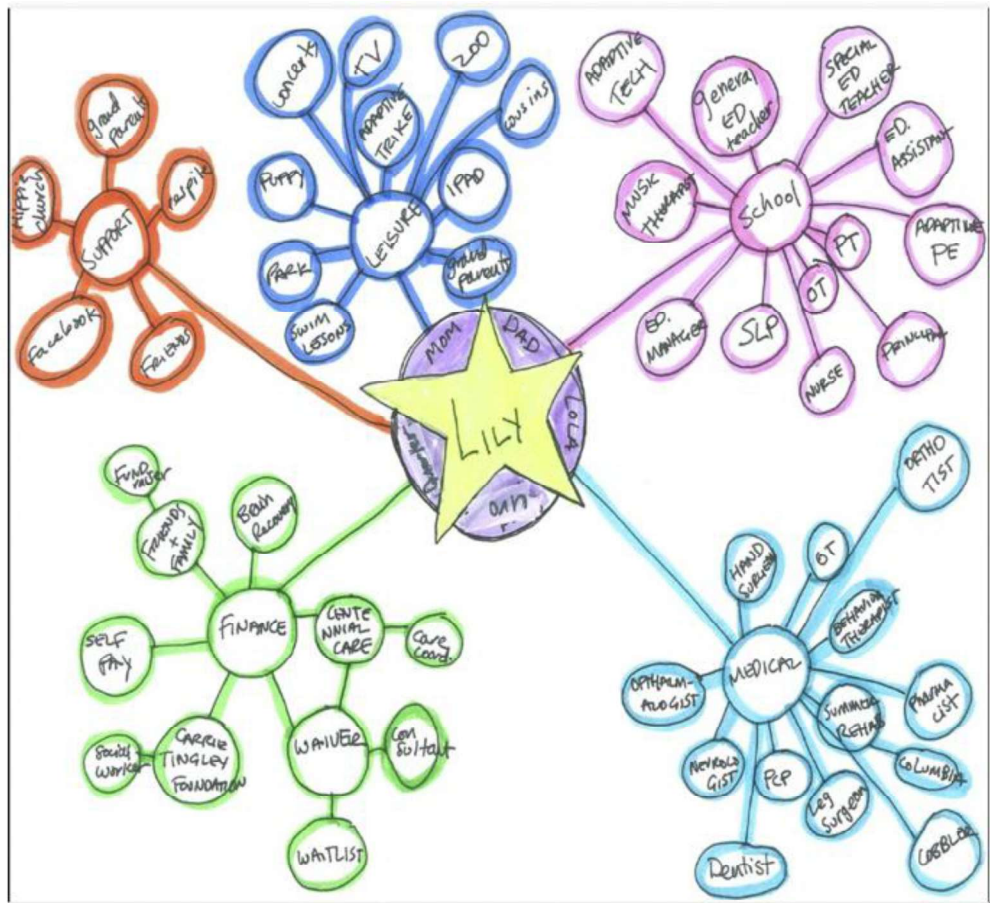
- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

# パーソンセンタードプランニング



## (4) 責任の明確化

### サービス提供の結果を明確に

個別支援計画に従ってサービスを提供することで、サービスの内容や到達度が利用者や関係者に明確になる。

# サービス管理責任者等は、仕事の結果が問われる

例えば、

- 個別支援計画の作成など、利用者のニーズに基づいたサービス提供の仕組みを作ったか
- 適切な個別支援計画の作成やサービス提供ができるよう、サービス提供職員を適切に支援したか
- 利用者に対して質の高いサービスを提供したかなどが評価される。

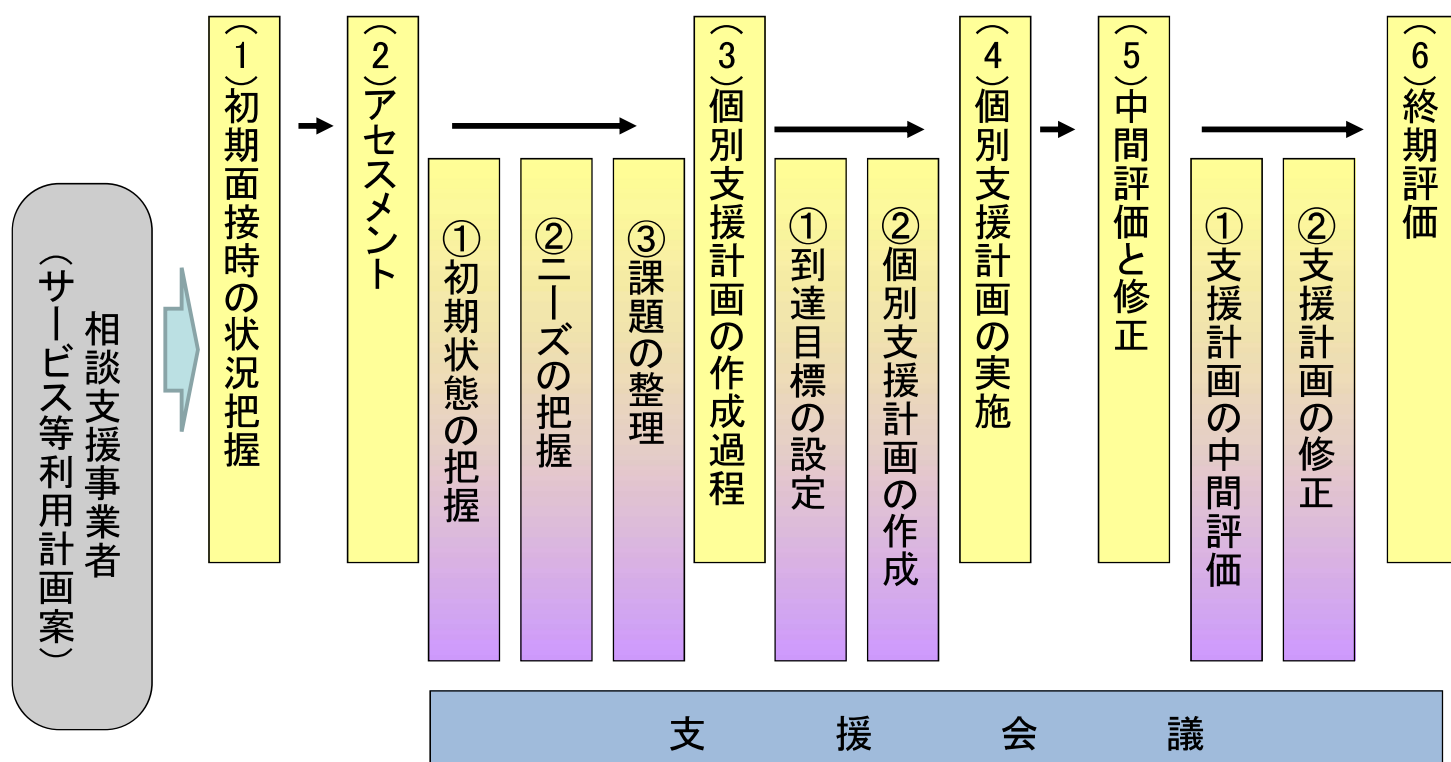
**サービス管理責任者等は自分自身の役割を常に意識して責任を果たすべき。**

## サービス管理責任者等評価の基準例

評価の項目	評価の基準
1. 質の高いサービスの提供	①苦情解決の推移 ②利用者や家族の満足度 ③福祉サービスの第三者評価
2. 事業の推進・効率化	①地域移行者の推移 ②利用者の推移 ③支援会議の効率化
3. 人材の育成・強化	①OJT、OFF JTの実施件数 ②資格取得などキャリアアップ ③研究発表など専門性・スキルの向上

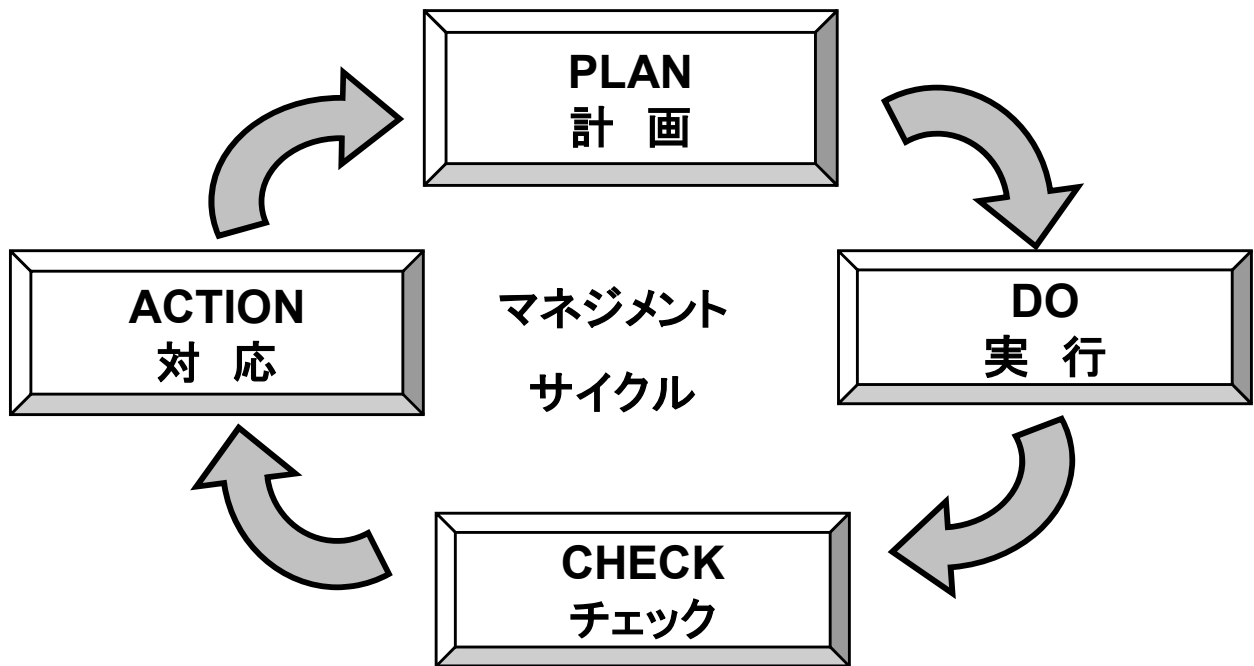
# 個別支援計画作成の専門性

## サービス提供のプロセス

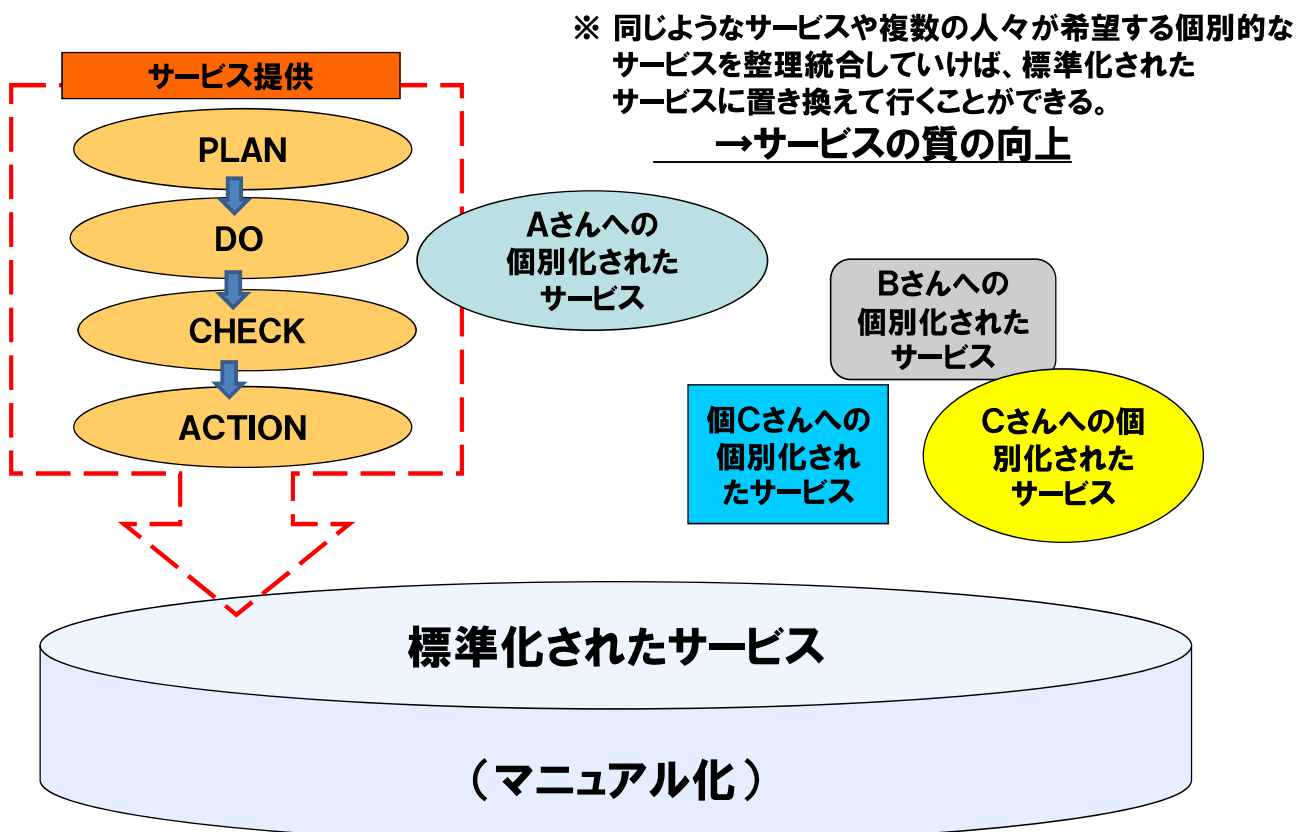


# 個別支援計画による支援

(PDCAサイクル)

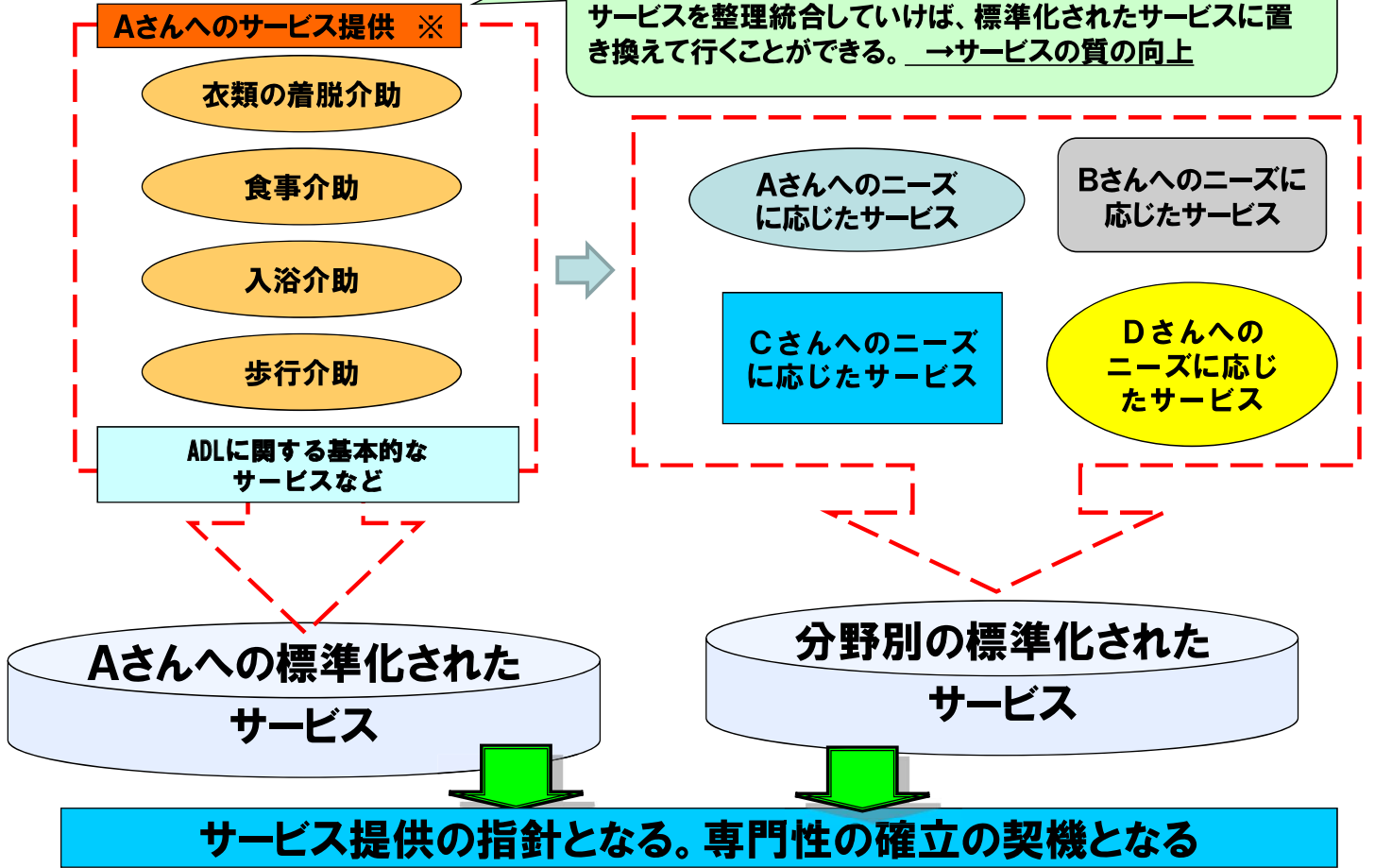


## (PDCAによる支援サービス提供)



# (例えば)

※ 同じようなサービスや複数の人々が希望する個別的なサービスを整理統合していけば、標準化されたサービスに置き換えて行くことができる。→サービスの質の向上



## サービス提供の考え方

